第二項第1号㈠中「アナログ変調方式（送信の方式が標準衛星テレビジョン放送方式である場合を除く。同号㈢及び㈣において同じ。）にあっては、有線テレビジョン放送等の搬送波を標準信号発生器及びテレビ変調器を用いて発生させ、同時に他の電磁波を試験信号発生装置（他の電磁波を発生させる被試験装置をいう。以下同じ。）を用いて発生させて有線テレビジョン放送等の搬送波の上側に隣接伝送させ、主観評価若しくは客観評価により検知限レベル差（次項第1号㈤又は第2号㈢に規定する検知限レベル差をいう。以下同じ。）を求め、又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、前項第1号の基準を満たすことを確認する。また、デジタル変調方式（送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式及び広帯域伝送デジタル放送方式である場合を除く。同号㈢において同じ。）を「デジタル有線テレビジョン放送方式」に、「試験信号発生装置（他の電磁波を発生させる被試験装置をいう。以下同じ。）を用いて」を「試験信号発生装置を用いて」に改め、「スペクトルマスク評価」の下に「（第三項に規定するスペクトルマスク評価をいう。以下同じ。）」を加え、「同項第2号」を「前項」に改め、同号㈢中「アナログ変調方式にあっては、有線テレビジョン放送等の搬送波を標準信号発生器及びテレビ変調器を用いて発生させ、同時に他の電磁波を試験信号発生装置を用いて発生させて有線テレビジョン放送等の搬送波の下側に隣接伝送させ、主観評価若しくは客観評価により検知限レベル差を求め、又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、前項第1号の基準を満たすことを確認する。また、デジタル変調方式」を「デジタル有線テレビジョン放送方式又は標準デジタルテレビジョン放送方式」に、「同項第2号」を「前項」に改め、同号㈣を削り、同項第2号㈢中「アナログ変調方式にあっては、有線テレビジョン放送等の搬送波を標準信号発生器及びテレビ変調器を用いて発生させ、同時に下りの他の電磁波を信号発生部側の試験信号発生装置を用いて発生させて有線テレビジョン放送等の搬送波と同時に伝送させ、スプリアスが確認されたチャンネルにおいて、テレビ受信機による画面評価を行い、客観評価により検知限レベル差を求め、又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、前項第1号の基準を満たすことを確認する。また、デジタル変調方式にあっては、」を削り、「同項第2号」を「前項」に改め、同号㈤中「アナログ変調方式にあっては、有線テレビジョン放送等の搬送波を標準信号発生器及びテレビ変調器を用いて発生させ、同時に上りの他の電磁波を測定部側の試験信号発生装置を用いて発生させて有線テレビジョン放送等の搬送波と同時に伝送させ、スプリアスが確認されたチャンネルにおいて、テレビ受信機による画面評価を行い、客観評価により検知限レベル差を求め、又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、前項第1号の基準を満たすことを確認する。また、デジタル変調方式にあっては、」を削り、「同項第2号」を「前項」に改め、同号㈦を削り、同項第3号㈠中「別図第十三号」を「別図第九号」に改め、同号㈡中「アナログ変調方式にあっては、有線テレビジョン放送等に使用する光波長を標準信号発生器、テレビ変調器及び光送信機を用いて発生させ、同時に全ての下りの他の光波長を試験信号発生装置及び光送受信機を用いて発生させて有線テレビジョン放送等に使用する光波長と多重し、かつ、伝送させ、全ての下りの他の光波長からの妨害の影響が最も大きくなる条件において、主観評価若しくは客観評価により検知限レベル差を求め、又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、前項第1号の基準を満たすことを確認する。また、デジタル変調方式にあっては」を削り、「同項第2号」を「前項」に改め、同号㈢を削る。

第三項を次のように改める。

三　スペクトルマスク評価の方法

1　PN符号発生器及びデジタルテレビ変調器を用いて発生させた有線テレビジョン放送等の搬送波により、テレビ受信機の画像が表示されていることを確認する。

2　有線テレビジョン放送等に使用する搬送波のレベルを測定し、搬送波のレベルの平均値をスペクトルマスクの基準値とする。

3　スペクトルマスク評価の測定対象の有線テレビジョン放送等の搬送波の送出を停止させた状態で、次の場合ごとに他の電磁波又は全ての下りの他の光波長を発生させる。

㈠　隣接チャンネル妨害の確認を行う場合は、別図第一号に示す試験信号発生装置を用いて他の電磁波を発生させる。

㈡　下りの他の電磁波のスプリアス妨害の確認を行う場合は、別図第二号に示す信号発生部側の試験信号発生装置を用いて他の電磁波を発生させる。

㈢　上りの他の電磁波のスプリアス妨害の確認を行う場合は、別図第二号に示す測定部側の試験信号発生装置を用いて他の電磁波を発生させる。

㈣　光波長多重による光波長間の妨害の確認を行う場合は、別図第九号に示す試験信号発生装置及び光送受信機を用いて全ての下りの他の光波長を発生させる。

4　スペクトルマスクにより規定された周波数帯域において、妨害波のレベルを記録する。

5　スプリアス妨害及び光波長多重による光波長間の妨害の確認にあっては、伝送される全ての搬送波について、第1号から前号までの手順で評価を行う。

別図第一号を別図第二号とし、別図第一号として次のように加える。

別図第一号　隣接チャンネル妨害の評価試験系統図

注　測定点は、有線放送設備において、搬送波と雑音のレベル差（以下「CN比」という。）が最も小さい受信者端子又はそれ以下のCN比となる地点を設定するものとする。